

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における

令和3年度特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付要項

1 趣旨

本市では、「高齢者の多様な居住環境の実現」を目標に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護サービス基盤の整備を進めています。

今回は、令和4年度開設分及び令和5年度開設分の特定施設入居者生活介護の設置運営法人の内定申請を受け付けます。内定申請の受付及び事業者の選定については、本要項の他「川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱」によるものとします。

2 日程等

内定予定定員数	計395名（詳しくは本要項の「4 内定申請条件等」のとおり。） 令和4年度開設分（令和5年3月1日開設期限）215名 令和5年度開設分（令和6年3月1日開設期限）180名
質問受付	令和3年12月28日（火）まで ※必ず、電子メール（巻末の問合せ先参照）にてお願いします。電話による受付は行いません。電子メールでの対応が難しい場合は個別に御相談させていただきます。また、原則的に期限を過ぎた質問は受け付けません。公平性を期するため、いただいた質問及び回答については、別途公式ウェブサイトにおいて公表することを予定しています。
図面の事前確認 （既存建物で申請する場合のみ）	令和3年12月28日（火）まで（郵送の場合は消印有効） ※来庁による対応は行いません。郵送又は電子メールにて送付してください（巻末の問合せ先参照）。また、原則的に期限を過ぎた問合せは受け付けません。なお、 <u>当該事前確認を行っていない場合は、申請を受け付けませんので、御注意ください。</u> ※新設建物で申請をする場合は、事前確認を行いません。各自で関係法令等（「3 関係法令等」を参照）を確認し、不明な点については上記の質問受付を御利用ください。なお、内定後に図面等を基に本市と確認する機会を設ける予定です。
内定申請 予約受付期間	令和4年1月11日（火）から令和4年1月17日（月）まで（厳守） 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く） ※次の内定申請書類受付期間の希望日時を電話（巻末の問合せ先参照）予約してください。
内定申請書類 受付期間（内定申請 書類提出期間）	令和4年1月20日（木）から令和4年1月31日（月）まで

内定申請書類 補正期限	令和4年2月4日（金）まで ※提出書類で補正の必要がある場合に訂正していただく期限となります。
結果通知日	令和4年3月上旬（予定）
開設期限	令和4年度開設分 令和5年3月1日（厳守） 令和5年度開設分 令和6年3月1日（厳守）
補助金	<p>次の補助金を活用できる場合があります。希望する事業者は、高齢者事業推進課介護基盤係（電話：044-200-2454）に活用について、事前相談をしてください。</p> <p>①特定施設入居者生活介護の需用費（備品費、広告費、車両費等） ※既存施設から他のサービスへの転換の場合は補助対象外。 ※本要項の「6 特定施設入居者生活介護の補助金（需用費）活用を希望する場合の内定申請条件」も御確認ください。</p> <p>②特定施設入居者生活介護に小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設した場合</p> <p>※事前相談の前に本市HPで過去の補助金案内ページを御確認ください。 トップページ →くらし・手続き →福祉・介護 →高齢者・介護保険 →介護保険制度 →事業者入口 →事業者指定関係書類 →地域密着型サービス →地域密着型サービス事業所を開設する際の補助金について</p>

3 関係法令等

内定申請に当たり、関係する法令等がある場合はそれらを遵守するものとします。

また、法令等に改正があった場合は、改正後の内容によるものとします。

【主な関係法令等】

- ア 介護保険法
- イ 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ウ 老人福祉法
- エ 川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱
- オ 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針
- カ 川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱
- キ 都市計画法
- ク 建築基準法
- ケ 消防法
- コ 生産緑地法
- サ 水防法
- シ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※「川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱」第2条第3項及び第4項に該当する場合には内定取消等の措置を取る場合がございますので、予め御了承ください。

<要綱抜粋>

- 3 行政処分及びそれに準ずる処分を受けた事業者については、内定申請から内定を受ける前
にあつては、処分決定日において内定申請を無効とし、また、内定を受けた後にあつては、
処分決定日において内定を取り消し、その翌日から起算して5年間が経過するまでの間に申
請期間（市が申請書等によって申請を受理する期間をいう。以下同じ。）がある内定申請受
付に申請できないものとする。
- 4 内定時に誓約した事項を遵守できなかった事業者については、天災その他不可抗力により
事業者の責に帰すことができない場合を除き、遵守できなかったことが確定した日において
その内定を取り消し、その翌日から起算して5年間が経過するまでの間に申請期間がある内
定申請受付に申請できないものとする。

4 事業用地の確保等

事業用地が自己所有の土地である、又は、土地所有者と土地の賃貸借に係る仮契約書等を締結してい
るなど、事業用地が確保されていること及び以下の(1)～(3)を申請の条件とします。

- (1) 事業予定地が市街化調整区域に該当しないこと。
 - (2) 令和3年12月1日時点で、事業用地の一部又は全部が以下のアからオに記載する区域に該当しな
いこと。
 - ア 建築基準法第三十九条第一項の災害危険区域
 - イ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域
 - ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七
号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域
 - エ 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区
域
 - オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の
急傾斜地崩壊危険区域
- ※事業予定地が、上記(2)アからオの区域に該当するかは、神奈川県ホームページ「神奈川県土砂災
害情報ポータル (<https://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>)」等
で御確認ください。

- (3) 既存建物で申請する場合で、当該建物及び敷地が洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にあ
る場合は、「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に
基づく避難確保計画を作成し、内定申請時点までに本市危機管理室に提出していること。

なお、公募によって内定された事業所については、本市危機管理室が個別避難計画の審査を行った
うえで指定申請時点までに必要な要件を備え、受理されていることが特定施設入居者生活介護事業所と
しての指定条件となります。

※事業予定地が、上記(3)の区域に該当するかは、川崎市ホームページ「川崎市地図情報システムガ
イドマップかわさき（防災マップ） (<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>)」等で御確認くだ
さい。

※避難確保計画の作成にあたっては、川崎市ホームページ「災害時要配慮者利用施設における避難確
保計画について」 (<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-42-5-0-0-0-0-0-0.html>)
を参照し、洪水及び土砂災害それぞれの「作成の手引き」や「ひな型」等をご活用ください。

5 内定申請条件等

(1) 内定予定定員数

以下のア又はイどちらかの開設期限を選んでお申込みください。1事業所が、アとイに重複して申請することは不可とします。

ア 令和5年3月1日開設期限 215名

特定施設入居者生活介護を直接又は外部サービス利用型で提供できるものを対象とします。

1施設当たりの申請定員数は、30名以上80名以下とします。

(ただし、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設の移転建て替え(既存施設を統合しての移転建て替えを含む)による定員増の申請の場合は、定員増の人数が30名未満の申請も可能とします)

※ 第8期計画(令和4年度)では開所ベースで180名分の整備を計画値としていますが、第8期中(令和3年度)に減少した35人分を加えた計215名分を受付けます。

イ 令和6年3月1日開設期限 180名

特定施設入居者生活介護を直接又は外部サービス利用型で提供できるものを対象とします。

1施設当たりの申請定員数は、30名以上80名以下とします。

(ただし、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設の移転建て替え(既存施設を統合しての移転建て替えを含む)による定員増の申請の場合は、定員増の人数が30名未満の申請も可能とします)

なお、本市の特定施設入居者生活介護の移転建て替えをする場合の考え方については、令和2年10月16日付「特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム等の移転建て替えに関する考え方について(通知)」を御確認下さい。

(2) 夜間看護体制加算について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10厚生省告示第19号)に定める「夜間看護体制加算」の取得を申請条件とします。運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(3) 医療機関連携加算について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10厚生省告示第19号)に定める「医療機関連携加算」の取得を申請条件とします。運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(4) 空床を利用したショートステイの実施

空床を利用したショートステイを実施するために、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10厚生省告示第19号)に規定する「短期利用特定施設入居者生活介護費」の算定にかかる届出を行うことを申請条件とします。

また、開設後の報告(12 内定後のスケジュール(本市への報告等))において、稼働率の報告とともに、ショートステイの利用がない状況での空床が生じた場合において、ショートステイの利用につなげることができなかった理由について説明して頂きます。運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(5) かわさき健幸福寿プロジェクトへの参加

本市で実施している「かわさき健幸福寿プロジェクト」への参加を申請条件とします。

※開設後1年が経過した時点において、直近の申込期間に参加の申込みをすることとします。直近の申込期間に申込みにより、対象期間途中からの参加となる場合は、次回からの参加としてよいこととします。また、初回参加の次年度以降も継続して参加の申込みをすることとします。

(6) 介護サービス相談員の受入れ

福祉サービスの質の向上と、利用者の疑問や不安の解消を図ることを支援するため、介護サービス相談員の受入れの申出を申請条件とします。

※初回の申出は2年度目に行うこととします。その後は、介護保険法第70条の2に規定する指定の更新の度に行うこととし、更新とその次の更新の間いずれかの時期に申出をすればよいこととします。

(7) 第三者評価受審

福祉サービスの質の向上と、利用者のサービス選択を支援するため、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「機構」とします。）が定める福祉サービス第三者評価事業の受審（以下、「受審」といいます。）を申請条件とします。

※機構が定める「評価機関別 推進機構認証評価項目及び対象サービス種別一覧」を参照して、特定施設入居者生活介護分野について登録を受けた評価機関に委託してください。初回の受審は2年度目を実施することとします。その後は、介護保険法第70条の2に規定する指定の更新の度を実施することとし、更新とその次の更新の間いずれかの時期に実施すればよいこととします。

6 特定施設入居者生活介護の補助金（需用費）活用を希望する場合の内定申請条件

(1) 川崎市在住者の受入れ

入居者数の概ね5割以上を、川崎市内に住民票があり（他市町村からの住所地特例対象者の方を除く）要介護度の認定を受けた方とすることを申請条件とします。運営開始後についても、遵守することとします。

(2) 個別機能訓練加算について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（12.2.10 厚生省告示第19号）に定める「個別機能訓練加算」の取得を申請条件とします。運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(3) 科学的介護推進体制加算について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（12.2.10 厚生省告示第19号）に定める「科学的介護推進体制加算」の取得を申請条件とします。運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(4) サービス提供体制強化加算又は入居継続支援加算について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（12.2.10 厚生省告示第19号）に定める「サービス提供体制強化加算」又は「入居継続支援加算」の取得を申請条件とします。運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(5) 看取り介護加算について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（12.2.10 厚生省告示第19号）に定める「看取り介護加算」の取得を申請条件とします。運営開始後についても、本加算は継続して取得することとします。

(6) 利用者負担について

利用者負担を極力軽減できるような工夫を行うよう努めてください。

7 内定申請書類

- (1) 提出部数：1部。※法人用控えを1部作成し、内定申請書類提出日に持参してください。
- (2) A4ファイルに綴じてください。背表紙には、「●●●●（施設名）令和3年度特定施設入居者生活介護 内定申請書類 ●●●●（法人名）」と記載してください。
- (3) インデックスを貼ってください。インデックスには、次の「内定申請書類一覧」の番号及び「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」に記載された添付書類の番号を書き込み、どの書類がどこに入っているのかが分かるようにしてください。

<内定申請書類一覧>

番号	提出書類名
1※1	特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書
2※2	併設サービスに関する確認書
3※2	地域交流スペースの活用方法について
4	特定施設入居者生活介護の内定申請内容に関する誓約書
5	特定施設入居者生活介護事業者 得点表
6	川崎市総務企画局危機管理室に提出した避難確保計画（写） （本市での受付印が確認できるもの） （「本要項4 事業用地の確保(3)」に記載する洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に該当する区域で応募する場合）
7	補助金に関する確認書（補助金を申請する場合のみ）

※1 「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」には添付書類がありますので、御注意ください。

※2 5「特定施設入居者生活介護事業者 得点表」の「4 併設サービス」に得点する場合には、2「併設サービスに関する確認書」を、「5 地域包括ケアシステムの推進」に得点をする場合には、3「地域交流スペースの活用方法について」を提出してください。

(4) 返信用封筒（84円切手を貼付したもの）を提出してください。

8 内定申請方法等

「内定申請書類受付期間」に申請書類を提出してください。

提出にあたっては、「内定申請予約受付期間」中に提出する日時を電話予約してください。なお、「内定申請予約受付期間」及び「内定申請書類受付期間」は、本要項「2 日程等」のとおりです。

(注意事項)

- (1) 申請に必要な書類に不足、不備等がある場合は、補正を行うまで受理することができかねますので御注意ください（書類はお預かりします）。
- (2) 申請時は、申請書類の内容等について説明可能な方が来庁してください（来庁人数2名まで）。
- (3) 提出された申請書類は、本内定申請受付に係る目的以外には使用いたしません。川崎市情報公開条例（平成13年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、公開又は一部公開する場合があります。
- (4) 提出された申請書類については、必要な範囲で複写する場合があります。
- (5) 「内定申請書類受付期間」以降の書類の提出は認めません。ただし、審査のため、本市から別途追加書類を求めた場合はこの限りではありません。
- (6) 申請書類の受付後に補正の必要があると判断されたものについては、本市から申請者あて連絡し、「申請書類補正期限」までに訂正等をしていただく場合があります。

9 内定申請の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を無効とします。

- (1) 法人でない者による申請
- (2) 申請に必要な書類が不足している申請
- (3) 申請に必要な書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない申請
- (4) 申請に必要な書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている申請
- (5) 申請に必要な書類に虚偽の記載がある申請
- (6) 申請に必要な書類中その要領が不明確な申請
- (7) 申請書類に記名のない申請
- (8) 本申請に関し不正な行為があった申請
- (9) 本要項で指定した事項に従わないで申請した法人の申請
- (10) 介護保険法第70条第2項、第78条の2第4項（混合型で申請する場合は、第115条の2第2項、第115条の12第2項も含む。）に該当する者が行う申請
- (11) 川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱第2条第3項に該当する場合
- (12) 関係法令等を満たさない申請（「3 関係法令等」を参照）
- (13) 「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」委員に接触した事実が認められた申請
- (14) 既存建物で申請する場合で、「2 日程等」に規定する「図面の事前確認」を行っていない申請
- (15) 本申請に係る用地又は建物（以下、「用地等」と言います。）を貸借する場合など、自己の所有でない用地等にて申請をする場合で、別の申請者について当該用地等に係る申請があったときは、原則的に申請を無効とします。申請者の責任で当該用地等について他に申請がないかどうかを事前に確認してください。
- (16) その他、本要項で指定した以外の方法によって申請した法人の申請

10 事業所の内定方法

(1) 申請内容の審査

「特定施設入居者生活介護事業者 得点表」に基づき、得点の確認を行います。また、提出された申請の内容等が関係法令等を満たしているか、確認します。

上記の状況を踏まえ、「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」において審査します。

※申請の内容が関係法令等を満たしていないことが確認された場合、本要項「9 内定申請の無効」に基づき、内定申請を無効とする場合があります。

※開設後の報告義務もあります。詳細は、本要項「12 内定後のスケジュール」を参照してください。

(2) 結果の通知

結果については、すべての申請者に対して審査の終了後に通知します。

11 結果の公表・内定申請書類の取扱い

結果については、公式ウェブサイトで公表します。

また、内定された法人の提案内容については、本市が公表できるものとし、福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適切なサービス選択に資する情報を市民に提供する観点から、「特定施設入居者生活介護の内定申請内容に関する誓約書」にて誓約していただいた項目についても、公式ウェブサイトで公表します。

なお、提出された申請書類一式は、返却いたしませんので御了承ください。

12 内定後のスケジュール（本市への報告等）

- (1) スケジュールは、当該施設の整備にあたって必要な法令上の手続き、人員確保、工事等に要する期間を十分に見込んだものであって、余裕をもって期限までに開設することが可能なものとしてください。
- (2) 内定を受けた事業者は、内定を受けた日から3か月ごとに計画の進捗状況を書面で報告してください。正当な理由なく「開設期限」までに開設されない場合は、本要項の「13 内定の取消」に基づき内定取消となります。
※3か月ごと以外にも、適宜進捗状況の報告を求めることがあります。
- (3) 「特定施設入居者生活介護事業者 得点表」に得点する旨を記載項目の履行について、開設日の2か月前までに本市の確認を受ける必要があります（確認方法は、「特定施設入居者生活介護事業者選定一覧 確認方法」を参照してください）。正当な理由なく、本市の確認を受けない場合は本要項の「13 内定の取消」に基づき内定取消となります。
- (4) 開設後6か月、1年及び2年の経過時点でサービスの形態等について書面で報告をしてください。また、その後も定期的に報告を求めることとなります。
※5 内定申請条件等 (5)、(6)、(7)に係る報告は2年経過時点で行ってください。
- (5) 本要項に基づいた申請で、「特定施設入居者生活介護事業者 得点表」に得点する旨を記載した項目については、開設後も継続して満たす必要があります。介護保険法第70条の2に規定する指定の更新の度に、当該条件を継続して満たしているかどうか確認をさせていただきますので、予め御了承ください。
- (6) 前各項目に定めるもののほか、本市が必要と判断した場合は、報告を求める場合があります。

13 内定の取消

内定後においても、次に掲げる事項に該当する場合は、内定の取消を行う場合があります。なお、内定の取消に伴い生じる法人負担・損害等については、本市からの補填や賠償はありません。

- (1) 川崎市認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護事業者の選定に関する要綱第2条第4項に該当する場合
- (2) 必要な許認可が取得できない場合、又は、重大な変更を要する場合
- (3) 正当な理由なく、計画変更や提案内容が実施されない場合
- (4) 正当な理由なく、「特定施設入居者生活介護事業者 得点表」に得点する旨を記載した項目の履行について、開設日の2か月前までに本市の確認を受けない場合
- (5) 正当な理由なく、内定通知書に記載した事業開始日までに開設に至らないことが確実な場合
- (6) 申請書類の内容と大幅な差異を生じた場合
- (7) 申請書類に虚偽等が判明した場合
- (8) 「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」委員に接触した事実が認められた場合
- (9) 申請者である法人が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 法人の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員または暴力団員でなくなつて5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
 - ② 法人または役員等が暴力団または暴力団員等を使用している場合
 - ③ 法人または役員等が暴力団または暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - ④ 法人または役員等が暴力団または暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - ⑤ 法人または役員等が暴力団または暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- (10) 特段の事由もなく本市の指導に従わない場合
- (11) 法令遵守に抵触する事由が発生した場合（「3 関係法令等」を参照）
- (12) その他事業執行上、支障が発生した場合

14 留意事項

- (1) 内定申請受付に伴い、「川崎市介護保険運営協議会規則」第5条に規定する「地域密着型サービス等部会」委員に対しての接触を禁じます。なお、接触の事実が認められた場合は、本要項の「9 内定申請の無効」又は「13 内定の取消」に基づき、「内定申請の無効」又は「内定の取消」となります。
- (2) 内定申請に関して必要な費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類について、内定申請内容等の確認のため連絡を行う場合があります。内定申請日当日にお持ちになった事業者控え用書類は必ず保管してください。
- (4) 事業を進めるにあたっては、地域への説明及び必要な調整を行いながら進めるとともに、近隣への日照、騒音等の環境面にも配慮してください。また、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において、地域と良好な関係を構築できるよう、誠意を持って対応してください。

【受付・お問い合わせ先】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指定係

電 話 044-200-2633

F A X 044-200-3926

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

【補助制度に関すること】

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課介護基盤係

電 話 044-200-3471

F A X 044-200-3926

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

所在地

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番

ソリッドスクエアビル西館10階

郵便物の宛先は

「〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地」としてください。

★注意★

申請内容は、必ず実現可能なものとしてください。